平成２４年（フ）第３５８号
広島市安佐南区古市３丁目５番34―302号
債務者　笹木　正弘
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２号
愛媛県宇和島市白浜新28番地３
債務者　溝辺　　高
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３３号
愛媛県宇和島市白浜221番地１
債務者　溝辺　誠二
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１６０号
兵庫県宝塚市高松町２番62―719号、前住所
兵庫県宝塚市安倉西２丁目２番６号
債務者　灘井　克弘
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５６号
福島県須賀川市和田道72番地　嘉斉アパート３号
債務者　熊谷多利男
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　克明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２７２８号
大阪市住之江区新北島４丁目１番２―704号
債務者　浮穴　治徳
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　礼雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７８４号
大阪市城東区今福西１丁目２番27号
債務者　長谷川　平
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村島　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６５号
大阪府大東市御領２丁目２番25号
債務者　花田　岳大
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７０号
大阪市平野区平野市町２丁目10番６号　プランドールミノル205、前住所大阪市東住吉区西今川４丁目12番７号
債務者　中出　裕三
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野間　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８０号
大阪府東大阪市花園東町２丁目３番22号
債務者　高原成森こと　高　　成森
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６５号
岡山県津山市加茂町小中原140番地４
債務者　島崎　美紀
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第７４号
岡山県津山市阿波1043番地
債務者　草苅　修二
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第２６号
函館市昭和２丁目21番16―１号
債務者　堀野　一郎
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
札幌市中央区南９条西４丁目１番12―602号
債務者　堀野　雅和
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２２号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目10番15―102号　タウンハウスサカイ102号
債務者　浦田　慎治
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第５５号
三重県志摩市浜島町浜島2961番地１
債務者　中村　豊世
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
山形県西置賜郡小国町大字小渡721番地32
債務者　石川　信行
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
山形地方裁判所米沢支部